

○精神科訪問看護基本療養費と30分未満の短時間訪問看護

訪問看護療養費は現在精神科に着目した点数は精神障害者社会復帰支援施設に入所している複数の者に対するものしかないため、精神科専門療法の精神科訪問看護・指導料と同様の整備が行われます。

精神科訪問看護基本療養費Ⅰ

イ 保健師、看護師又は作業療法士による場合

訪問日数、時間	療養費の額	①精神障害を有する入院中以外の者又はその家族の了解を得て患家を訪問し、個別に患者又は家族等に対して指定訪問看護を行った場合
週3日まで30分未満	4,250円	②主治医から交付を受けた訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、保健師、看護師、作業療法士が指定訪問看護を行った場合、当該指定訪問看護を受けた者一人につき、週3日に限り算定する。
週3日まで30分以上	5,550円	
週4日目以降30分未満	5,100円	
週4日目以降30分以上	6,550円	

ロ 准看護師による場合

訪問日数、時間	療養費の額	①精神障害を有する入院中以外の者又はその家族の了解を得て患家を訪問し、個別に患者又は家族等に対して指定訪問看護を行った場合
週3日まで30分未満	3,870円	②主治医から交付を受けた訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、准看護師が指定訪問看護を行った場合、当該指定訪問看護を受けた者一人につき、週3日に限り算定する。
週3日まで30分以上	5,050円	
週4日目以降30分未満	4,720円	
週4日目以降30分以上	6,050円	

精神科訪問看護基本療養費Ⅱ

名称	療養費の額	①精神障害者社会復帰施設に入所している複数の者に対して同時に指定訪問看護を行った場合
精神訪問看護基本療養費Ⅱ	1,600円	②主治医から交付を受けた訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、保健師、看護師、作業療法士が指定訪問看護を行った場合、当該指定訪問看護を受けた者一人につき、週4日に限り算定する。

精神科訪問看護基本療養費Ⅲ

イ 保健師、看護師又は作業療法士による場合

訪問日数、時間	療養費の額	①精神障害を有する入院中以外の者又はその家族の了解を得て患家を訪問し、個別に患者又は家族等に対して指定訪問看護を行った場合
週3日まで30分未満	3,300円	②主治医から交付を受けた訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、保健師、看護師、作業療法士が同一建物居住者に対して指定訪問看護を行った場合、当該指定訪問看護を受けた者一人につき、週3日に限り算定する。
週3日まで30分以上	4,300円	
週4日以降30分未満	4,060円	
週4日目以降30分未満	4,060円	
週4日目以降30分以上	5,300円	

ロ 准看護師による場合

訪問日数、時間	療養費の額	①精神障害を有する入院中以外の者又はその家族の了解を得て患家を訪問し、個別に患者又は家族等に対して指定訪問看護を行った場合
週3日まで30分未満	2,910円	②主治医から交付を受けた訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、准看護師が同一建物居住者に対して指定訪問看護を行った場合、当該指定訪問看護を受けた者一人につき、週3日に限り算定する。
週3日まで30分以上	3,800円	
週4日目以降30分未満	3,670円	
週4日目以降30分以上	4,800円	

○精神保健福祉士の同行訪問の評価

あわせて、30分未満の短時間訪問看護及び精神保健福祉士の同行訪問の評価が新設されます。
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ及びⅢ 複数名訪問看護加算

訪問日数、時間	療養費の額	精神科訪問看護基本療養費Ⅰ及びⅢを算定している患者について、所定額を算定する指定訪問看護を保健師、看護師等が看護補助者又は精神保健福祉士と同時に指定訪問看護を行った場合、週1回限り、いずれかを所定額に加算する。
複数名訪問看護加算	3,000円	